

地区文化活動に対する知事賞の交付に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内各地域で行われる文化活動を奨励するため、当該地域において実施される文化活動の成績優秀者に知事賞を交付する。

(対象文化事業)

第2条 知事賞交付の対象となる文化事業は、次の各号に掲げる分野に係る事業のうち、県内各地域の文化振興施策等の推進に寄与すると認められる事業で、市町村又は市町村内の地区等を単位としてコンクール形式で行われるもの(他の課所室及び各地域振興センター(事務所を含む。)が所管するものを除く。)とする。

- (1) 音 樂
- (2) 美 術
- (3) 演 劇
- (4) 舞 踊
- (5) 文 芸
- (6) 映 画
- (7) 古典芸能
- (8) スポーツ
- (9) その他前各号に準ずるもの

2 前項の文化事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事賞交付の対象としない。

- (1) 政治的目的を有するもの又は政治団体が主催するもの
- (2) 宗教的目的を有するもの又は宗教団体が主催するもの
- (3) 嘘利を目的とするもの
- (4) 主催者が十分な事業遂行能力を持たないと認められるもの又は設備その他の条件が事業の実施のため十分でないと認められるもの
- (5) 参加者が特に少ないもの
- (6) 参加者に多大な費用の負担を強いるもの
- (7) その他知事が適当でないと認めるもの

(知事賞の交付数)

第3条 知事賞の交付数は、原則として申請のあった事業1件につき1個とする。ただし、事業の部門がいくつかに分かれているときは、この限りでない。

(申請)

第4条 知事賞の交付を受けようとする文化事業の主催者は、様式1による申請書を、別表に掲げる文化振興課又は地域振興センター(事務所を含む)の長に提出しなければならない。

2 文化事業について、入場料、出品料を徴収するものにあっては、その事業の収支予算書を前項の申請書に添付しなければならない。

(交付)

第5条 文化振興課又は地域振興センター（事務所を含む）の長は、申請のあったものについて知事賞交付の可否を審査し、適當と認めるものには、知事賞を交付する。

(交付の取消)

第6条 文化振興課又は地域振興センター（事務所を含む）の長は、知事賞の交付を承認した事業が当初の趣旨に反するなど交付が不適當と認められるに至ったときは、交付の承認を取り消すこととする。

(報告)

第7条 知事賞の交付を受けた文化事業の主催者は、事業終了後、速やかに様式2による報告書に必要事項を記載の上、文化振興課又は地域振興センター（事務所を含む）の長に提出しなければならない。

2 入場料、出品料を徴収した文化事業にあっては、その事業の收支報告書を添付しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 名 称 | 所 在 地 | 所 管 区 域 |
|--------------------------------|----------------------|---|
| 文化振興課 | さいたま市浦和区 高砂3-15-1 | さいたま市 (1市) |
| 南 部 地域振興 センター | 川口市西青木 2-13-1 | 川口市、蕨市、戸田市 (3市) |
| 南西部 地域振興 センター | 朝霞市三原 1-3-1 | 朝霞市、志木市、和光市、新座市、 富士見市、ふじみ野市、三芳町 (6市1町) |
| 東 部 地域振興 センター | 春日部市大沼 1-76 | 春日部市、草加市、越谷市、八潮市、 三郷市、吉川市、松伏町 (6市1町) |
| 県 中 地域振興 センター | 上尾市大字南 239-1 | 鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、 伊奈町 (4市1町) |
| 川越比企 地域振興 センター | 川越市新宿町 1-17-17 | 川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、 越生町 (3市2町) |
| 川越比企 地域振興 センター 東松山事務所 | 東松山市 六軒町5-1 | 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、 川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、 東秩父村 (1市7町1村) |
| 西 部 地域振興 センター | 所沢市並木 1-8-1 | 所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 日高市 (5市) |
| 利 根 地域振興 センター | 行田市本丸 2-20 | 行田市、加須市、羽生市、久喜市、 蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、 杉戸町 (7市2町) |
| 北 部 地域振興 センター | 熊谷市末広 3-9-1 | 熊谷市、深谷市、寄居町 (2市1町) |
| 北 部 地域振興 センター 本庄事務所 | 本庄市朝日町 1-4-6 | 本庄市、美里町、神川町、上里町 (1市3町) |
| 秩 父 地域振興 センター | 秩父市東町 29-20 | 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、 小鹿野町 (1市4町) |

様式1 (第4条関係)

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

団体等の名称 _____
代表者職氏名 _____
住 所 _____
電 話 番 号 _____

地区文化活動への知事賞の交付について（申請）
下記の事業について、知事賞の交付を受けたいので、申請します。

記

1 行 事 名 _____

2 目的・趣旨 _____

3 開 催 日 時 _____

4 開 催 場 所 _____

5 参加対象及び参加者数 _____

6 入場料、出品料等 _____

7 主 催 者 _____

8 後 援 者 _____

9 知事賞交付希望数 _____

10 部門別（分かれている場合） _____

11 表 彰 日 _____

12 その他の特記事項 _____

13 申 請 先 _____

様式2 (第7条関係)

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

団体等の名称_____

代表者職氏名_____

住 所_____

電 話 番 号_____

知事賞の交付を受けた文化事業の開催結果について（報告）

知事賞の交付を受けた文化事業が終了したので、下記のとおりその結果を報告します。

記

1 行事名_____

2 開催日時_____

3 開催場所_____

4 参加対象及び参加者数_____

5 知事賞受賞者名（複数の場合は部門別区分も）

6 その他特記事項

7 報告先_____